

参考資料

令和4年3月30日 全員協議会

宮津市市税条例の一部改正について【専決予定】

区分

条例の改正

<p>【提案の概要】</p>	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p>	
<p>◆専決内容の主旨・目的 地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日までに公布予定であることから、本条例の一部改正を専決処分により行うもの。</p> <p>◆専決内容の概要</p> <p>1 固定資産税・都市計画税 土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられるもの。 ・令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を5.0%から2.5%とするもの。</p> <p>2 納税環境整備（DV被害者等の保護） 固定資産課税台帳又は固定資産課税台帳記載事項証明書に、DV被害者等の住所が記載されている場合は、住所表記を変更するなど一定の措置を講じることを明確化するもの。</p> <p>3 その他条文整理 引用条項ずれに伴う改正</p> <p>◆施行日 令和4年4月1日</p>	<p>・令和3年12月24日 令和4年度税制改正の大綱 閣議決定</p> <p>・令和4年3月末 地方税法等の一部を改正する法律 公布予定</p>	
	<p>【市民参加の状況】</p>	
	<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>1 固定資産税・都市計画税に係る負担調整措置 適用を受ける土地 2筆</p> <p>2 DV被害者等の保護</p>	
	<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
	<p>担当課・係</p>	<p>添付資料</p>
	<p>税務・国保課 税務係（45-1612）</p>	

